

一般社団法人 長野県知的障がい福祉協会定款

平成 4 年 4 月 1 日 設立許可

平成 9 年 6 月 12 日 名称変更認可

平成 14 年 4 月 23 日 一部変更認可

平成 25 年 4 月 1 日 全部変更認可

平成 26 年 4 月 1 日 一部変更

令和 5 年 4 月 1 日 一部変更

令和 7 年 2 月 20 日 一部変更

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人長野県知的障がい福祉協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、知的障がいのある人の人格を尊重しつつ、会員相互の連携の基に、社会福祉の向上のための知識の普及及び啓発、障がいのある人に対する支援等を行うことにより、知的障がい福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 知的障がいのある人の福祉の向上のための調査研究事業
- (2) 知的障がいのある人の福祉の向上のための知識の普及及び啓発に関する事業
- (3) 地域社会における知的障がいのある人の支援体制の整備に関する事業
- (4) 知的障がいのある人の事業所に対する支援事業
- (5) 関係団体等との交流及び連絡調整に関する事業
- (6) 前号までに掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要と認める事業

第 3 章 会 員

(構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の会員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的事業に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする団体又は個人は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出することにより、退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 加入する団体が解散したとき。

(拠出金の不返還)

第11条 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 会員は、総会において各一個の議決権を有する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(代 理)

第19条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当会に提出しなければならない

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、出席会員のうちから選出された議事録署名人2名が署名若しくは記名押印する。

第5章 役員及び事務局

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上11名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

3 会長以外の理事のうち1名を副会長とし、副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、当法人の理事又は職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その業務執行に係わる職務を代行する。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 21 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる正会員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 27 条 役員は、無報酬とする。

2 役員に費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(事務局)

第 28 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の承認を得て会長が任免し、職員は会長が任免する。

- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日まで
に会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、
同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え
置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を
作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て定時総会に提出し、第 1 号
及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類に
ついては、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及
び会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この法人の定款は、総会において、議決に加わることのできる正会員の 3 分の 2
以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 40 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 41 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益
社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は
国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行
う。

第 10 章 補 則

(委 任)

第 44 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、会長が定める。

附 則

- (1) この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- (3) 本会の最初の会長は、宮下 智とする。